業務運営規程

第１章　総則

第１条　(目的)

一般社団法人情報通信設備協会（以下「協会」という。）定款第４６条（委任）の規定に基づき業務運営に必要な規程を次のとおり定める。

第２章　表彰並びに受章（賞）

第２条　(表彰・受章（賞）の目的)

協会は、会の発展に寄与したる者を表彰し又は受章（賞）に対する推薦を行いその功績をたたえるものとし運営の公正を期すため以下の条項を定める。

第３条　(表彰の区分・対象)

協会の表彰の区分及び対象は次のとおりとする。

（１）永年勤続従業員表彰

表彰する年の 4 月 30 日現在、会員暦 15 年以上の会社、事業所に引続き 20 年以上勤続し、勤務成績が優秀な者。

ただし、過去に受賞したもの及び会員会社の役員にある者は除く。

（２）役員表彰

表彰する年の 4 月 30 日現在、本部役員または地方組織の役員に通算 10 年以上在任し、協会業務の発展に寄与し、その功績顕著なもの。

ただし過去に役員表彰を受けた者は除く。

（３）その他の表彰

前記以外で社会的貢献度が高く特に表彰することが適当と認められ者。

第４条　(表彰の実施時期と費用負担)

表彰は原則として、定時総会においてこれを行い、被表彰者に対し、会長名による表彰状及び記念品を授与する。

２　第３条第１項の永年勤続従業員表彰は、地方本部定時総会において行う。

なお、永年勤続従業員表彰による記念品費用は各地方組織または当該事業所の負担とする。

第５条　(表彰者の推薦)

地方本部長は、本部役員、地方組織の役員、会員企業の従業員のうち、第３条(協会内表彰の区分・対象)の各号に該当するものがあるときは、別に定める推薦調書を指定する期日までに専務理事へ提出するものとする。

第６条（受章（賞）の推薦）

叙勲、褒章及び電気通信協会賞などの推薦候補者の取扱いは次のとおりとし、それぞれの団体等の基準等により推薦候補者を決定する。

（１）叙勲

年齢 70 歳以上、事業歴通算 20 年以上、本部理事、地方本部幹事を通算 20 年以上で功績顕著な者。原則、副理事長以上の経験者。（本部理事退任後の参与等を含む）

（２）褒章

事業歴通算 20 年以上、本部理事、地方本部幹事を通算 15 年以上で功績顕著な者。（本部理事、地方本部幹事退任後の参与等を含む）

（３）電気通信協会賞

年齢 60 歳以上 75 歳未満、事業歴通算 30 年以上、本部理事、地方本部幹事を通算 5 年以上で功績顕著な者。（監事を含む）

（４）電気通信産業功労賞

年齢 55 歳以上、事業歴通算 35 年以上の社員で功績顕著な者。（従業員 100 人以下企業経営者含む）なお、地方本部長が推薦した者で本部理事、地方本部幹事も含む。（監事を含む）

（５）国土交通大臣顕彰（建設マスター）

年齢 40 歳以上 60 歳以下、事業歴通算 20 年以上、優秀な技能・技術を有する社員で地方本部長が推薦した者。

（６）土地・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）

年齢 39 歳以下、事業歴通算 10 年以上、優秀な技能・技術を有する社員で地方本部長が推薦した者。

（７）上記（1）から（6）及び各種受賞に対する当協会からの推薦候補者は、次の事項により優先順位をつけ推薦する。

① 受賞経歴の有無。

ただし、同一受賞の場合は、その後の経過年数。

② 受賞の格付け。ただし、同一の場合は、その後の経過年数。

③ 協会内の経歴等。

④ 理事会出席状況(本部理事会、地方幹事会)。

２　第１項（５）④の地方幹事会出席状況把握のため、地方本部事務局長は地方本部幹事会開催の都度その出席状況を本部事務局長に報告する。

３　理事会出席状況表の保存期間は、永久保存とする。

第３章　賛助会員

第７条　（賛助会員の入会及び会費基準の目的）

この章は、定款第 5 条及び第 7 条に定める賛助会員に関する入会要請対象範囲、会費について定める。

第８条　（賛助会員の資格）

賛助会員は次の各項に該当する場合とする。

（１）当協会会員が特約店として協力している情報通信機器製造業者及び機器卸売業者、並びに情報通信サービス業者。

（２）電気通信事業者。

（３）協会と密接な関係のある友誼団体、情報通信関連企業。

このうち、特に当協会が当該友誼団体の賛助会員になっている場合には、相互賛助の見地から極力賛助会員入会を要請する。

（４）協会の主宰する各種事業に関連する団体、企業等

（５）企業の場合は、資本金 5 千万円以上、業歴 10 年以上（子会社の場合は親会社の業歴を適用する）等信用のある企業

（６）企業が入会する場合は、2 社以上の会員の推薦を要する。

第９条　（賛助会費）

本部賛助会員の会費は次のとおりとする。

（１）賛助会費については、原則として 1 口 10 万円を単位とした年会費として賛助口数を決める。

ただし、友誼団体に対して要請する賛助会費は１口１万円を単位とした年会費として賛助口数を決める。

（２）前項の賛助会費の口数は、会社(厚生年金基金等当協会に対して友誼的加入の会社を除く)の場合は２口以上とする。

ただし、企業規模、当協会との関係度合、交渉状況を勘案して口数を決定する。

（３）従来の相談役会社については、次期会費改正まで従来どおり口数は示さず、現行額とする。

第１０条　（賛助会費の納入方法）

賛助会費の納入については次のとおりとする。

（１）年会費が５０万円以下の場合には、原則として年１回とし、毎年 6 月末までに納入するよう請求する。

（２）年会費が５０万円を超える場合には、分納を考慮し、分納の回数及び請求時期は入会要請の交渉の際、協議して決定する。

第４章　補則

第１１条（改正）

この規程は、理事会の議決を経て理事長が改正することができる。

附則

１．この規程は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２．平成 25 年度第 4 回理事会（平成 26 年 3 月 12 日）で第 6 条第 1 項（3）の一部改正を議決し、平成 26 年 4 月 1 日実施。

３．平成 26 年度第 3 回理事会（平成 26 年 11 月 13 日）で第 6 条第 1 項（3）の一部改正を議決し、平成 26 年 12 月 1 日実施。

４．令和３年度第３回理事会（令和 3 年 11 月 26 日）で第６条第１項（1）～（6）の一部改正を議決し、令和 3 年 11 月 26 日実施。

５．令和 5 年度第 4 回理事会（令和 6 年 3 月 22 日）で第 8 条第 1 項（5）の一部改正を議決し、令和 6 年 3 月 22 日実施。

※平成 23 年度第 1 回理事会（平成 23 年 5 月 30 日）で変更を議決、平成 24 年 4 月 1 日施行。

※平成 25 年度第 4 回理事会（平成 26 年 3 月 12 日）で第 6 条第 1 項（3）の一部改正を議決。

※平成 26 年度第 3 回理事会（平成 26 年 11 月 13 日）で第 6 条第 1 項（3）の一部改正を議決。

※令和 3 年度第３回理事会（令和 3 年 11 月 26 日）で第６条第１項（1）～（6）の一部改正を議決。

※令和 5 年度第 4 回理事会（令和 6 年 3 月 22 日）で第 8 条第 1 項（5）の一部改正を議決。